

令和8年大府市規則一覧

公布日 令和8年4月1日

- 第35号 大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則
- 第36号 大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則
- 第37号 大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第35号

大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

大府市税の減免に関する規則（昭和51年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市税条例（昭和45年大府市条例第46号。以下「条例」という。）第49条、第65条<u>及び第81条</u>に規定する市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(身体障がい者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免の範囲及び減免の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>軽自動車税</u>の減免の額は、当該<u>軽自動車税</u>の全額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市税条例（昭和45年大府市条例第46号。以下「条例」という。）第49条、第65条、<u>第81条及び附則第15条の4</u>に規定する市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(身体障がい者等に対する<u>種別割</u>の減免の範囲及び減免の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>種別割</u>の減免の額は、当該<u>種別割</u>の全額とする。</p> <p>(<u>環境性能割の減免の特例の範囲及び減免の額</u>)</p> <p>第7条 <u>条例附則第15条の4の規定により、環境性能割の納税義務者が、次の表の左欄に掲げる三輪以上の軽自動車について、同表の右欄に掲げる日</u></p>

改正後	改正前		
	<p>までに、環境性能割の減免の申請をした場合は、市長は必要があると認めるときに限り、その者に課する環境性能割額からそれぞれ同表の中欄に掲げる額を減免する。</p>		
	<p><u>減免の対象となる三輪以上の軽自動車</u></p>	<p><u>左欄の三輪以上の軽自動車に対して減免する額</u></p>	<p><u>減免申請期限</u></p>
	<p>1. <u>震災、風水害、落雷、火災、盗難、自己の責に帰さない交通事故その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により滅失若しくは損壊又は亡失（以下「滅失損壊」という。）をした三輪以上の軽自動車の代わりに、災害のやんだ日から3月（当該災害が盗難の場合は、盗難に遭った日から6月）を経過する日までに取得された</u></p>	<p><u>災害により滅失損壊をした三輪以上の軽自動車の被災直前の通常の取得価額に相当する額に税率（条例第74条の4各号（条例附則第15条の7の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する税率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に相当する額（以下「被災時減免額」という。）。ただし、盗難により亡失をしていた三輪以上の軽自動車が発見され、発見直後の</u></p>	<p><u>左欄に掲げる三輪以上の軽自動車に係る条例第74条の6に規定する申告書を提出する日</u></p>

改正後	改正前	
	<p><u>もの</u></p>	<p><u>通常の取得価額に相当する額が免税点を超える場合は、発見直後の通常の取得価額に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する額を被災時減免額から控除して得た額に相当する額</u></p>
	<p><u>2 取得した三輪以上の軽自動車に係る条例第74条の6に規定する申告書の提出期限から1月を経過する日までに、災害により滅失損壊をした三輪以上の軽自動車</u></p>	<p><u>災害により滅失損壊をした三輪以上の軽自動車の取得価額に税率を乗じて得た額に相当する額（以下「取得時減免額」という。）。ただし、盗難により亡失をしていた三輪以上の軽自動車が発見され、発見直後の通常の取得価額に相当する額が免税点を超える場合は、発見直後の通常の取得価額に相当する額に税率を乗じ</u></p>

改正後	改正前		
			<u>て得た額に相当する額を取 得時減免額から控除して得 た額に相当する額</u>
	3	<u>身体障がい者等が、自ら 運転する三輪以上の軽 自動車を取得した場合 における当該三輪以上 の軽自動車</u>	<u>左欄に掲げる三輪以上の軽 自動車に係る環境性能割額 と300万円に身体障がい者 等が運転するための構造変 更に要した金額を加算した 額に税率を乗じて得た額 (当該金額に100円未満の 端数があるときは、その端 数金額を切り上げる。)と を比較していずれか少ない 額</u>
	4	<u>重度身体障がい者又は 精神障がい者等が、当該 重度身体障がい者又は 精神障がい者等のため に当該重度身体障がい</u>	<u>左欄に掲げる三輪以上の軽 自動車に係る環境性能割額 と300万円に身体障がい者 等の利用に供するための構 造変更に必要な金額を加算</u>

改正後	改正前	
	<p>者又は精神障がい者等 と生計を一にする者が 運転する三輪以上の軽 自動車を取得した場合 (重度身体障がい者で 18歳未満の者又は精神 障がい者等と生計を一 にする者が当該三輪以 上の軽自動車を取得し た場合を含む。)におけ る当該三輪以上の軽自 動車</p>	<p>した額に税率を乗じて得た 額(当該金額に100円未満の 端数があるときは、その端 数金額を切り上げる。)と を比較していずれか少ない 額</p>
	<p>5 身体障がい者等のみで 構成される世帯の重度 身体障がい者又は精神 障がい者等が、当該重度 身体障がい者又は精神 障がい等者のために当 該重度身体障がい者又</p>	<p>左欄に掲げる三輪以上の軽 自動車に係る環境性能割額 と300万円に身体障がい者 等の利用に供するための構 造変更に必要な金額を加算 した額に税率を乗じて得た 額(当該金額に100円未満の</p>

改正後	改正前			
	<p><u>は精神障がい者等を常時介護する者（当該重度身体障がい者又は精神障がい者等と生計を一にする者を除く。）が運転する三輪以上の軽自動車を取得した場合における当該三輪以上の軽自動車</u></p>	<p><u>端数があるときは、その端数金額を切り上げる。）とを比較していずれか少ない額</u></p>		
	<p><u>6 構造上身体障がい者の利用に供するためのもので認められる三輪以上の軽自動車</u></p>	<p><u>身体障がい者専用の三輪以上の軽自動車</u></p>	<p><u>左欄に掲げる三輪以上の軽自動車に係る環境性能割額の全部</u></p> <p><u>左欄に掲げる三輪以上の軽自動車の取得価額のうち、身体障がい者の利用に供するための構造変更に要した</u></p>	

改正後		改正前	
		輪以上 の軽自 動車	金額 に、税率を乗じて得た額に 相当する額
7	<u>専ら身体障がい者が運 転するための構造変更 がなされた三輪以上の 軽自動車</u>		左欄に掲げる三輪以上の軽 自動車の取得価額のうち、 身体障がい者が運転するた めの構造変更に要した金額 に、税率を乗じて得た額に 相当する額
8	<u>医療法（昭和23年法律第 205号）第31条に規定す る公的医療機関の開設 者が救急用又はへき地 巡回診療の用に供する ために取得した三輪以 上の軽自動車</u>		左欄に掲げる三輪以上の軽 自動車に係る環境性能割額 の全部
備考 「身体障がい者が運転するための構造変更に要した金額」及び「身 体障がい者の利用に供するための構造変更に要した金額」は、減免の 対象となる三輪以上の軽自動車の取得価額のうち、車椅子の固定装置、			

改正後	改正前
	<p><u>運転装置等の特別仕様若しくは構造変更に要した金額の合計額又は当該三輪以上の軽自動車の取得価額から当該三輪以上の軽自動車と型式、乗車定員、仕様等が同一又は類似の三輪以上の軽自動車で構造変更していないものの取得価額を控除して得た額とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の減免については、なお従前の例による。

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第36号

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大府市税に関する文書の様式を定める規則（平成24年大府市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「第450条第2項」を「第446条第2項」に改める。

別表の23の項中「第35条の2第7項」を「第35条の2第8項」に改める。

別表の47の項中「(種別割)」を削り、「第463条の18第2項」を「第451条第2項」に改める。

別表の48及び50の項中「(種別割)」を削る。

別表中53の項を54の項とし、42の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、41の項の次に次の1項を加える。

42	改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事に係る 固定資産税・都市計画税減額申告書	条例附則第10条の3第15項
----	---	----------------

第18号様式その2中「(種別割)」を削る。

第19号様式中「当市役所税務課」を「当市役所」に改める。

第22号様式中

「

扶 養	氏 名 続柄	生 年 月 日	形 態	扶養
	個人番号	生	同居・別居	
	氏 名 続柄	生 年 月 日	形 態	
	個人番号	生	同居・別居	
	氏 名 続柄	生 年 月 日	形 態	万円
	個人番号	生	同居・別居	
	氏 名 続柄	生 年 月 日	形 態	
	個人番号	生	同居・別居	

を

」

「

扶養親族・特定親族	1	氏名続柄	生年月日	形態	控除額
		個人番号		同居・別居 特親	万円
	2	氏名続柄	生年月日	形態	控除額
		個人番号		同居・別居 特親	万円
	3	氏名続柄	生年月日	形態	控除額
		個人番号		同居・別居 特親	万円
	4	氏名続柄	生年月日	形態	控除額
		個人番号		同居・別居 特親	万円

に

」

改める。

第23号様式中「第35条の2第7項」を「第35条の2第8項」に改める。

第25号様式中

「

控除の内訳	控配	扶養			扶障		本人控除									
		有	老	老同	特定	他	16未	特同	他	夫有	未成	障害特他	老年	寡婦	ひ親	勤学
	変更前															
	変更後															

を

」

「

控除の内訳	控配	扶養			扶障		本人控除						特親			
		有	老	老同	特定	他	16未	特同	他	夫有	未成	障害特他	老年	寡婦	ひ親	勤学
	変更前															
	変更後															

に

」

改める。

第26号様式その2を次のように改める。

第39号様式中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改める。

第47号様式、第48号様式及び第50号様式中「（種別割）」を削る。

第53号様式を第54号様式とし、第42号様式から第52号様式までを1号ずつ繰り下げ、第41号様式の次に次の1様式を加える。

改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事に係る固定資産税・都市計画税減額申告書

大 府 市 長 殿

大府市税条例附則第10条の3第15項の規定により、地方税法附則第15条の11第1項の利便性等向上改修工事が完了したことを申告します。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
住 所

氏 名 (又は名称)

個人番号 (又は法人番号)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
所 在 大府市 町
家屋番号
種 類
床 面 積 m²

(3) 施設区分

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
建築年月日 年 月 日
登記年月日 年 月 日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
年 月 日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

※ 添付書類

- ① 施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し
- ② 建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類

年 月 日

申 告 者 (納税義務者)
住 所

氏 名 (又は名称)

電 話 () —

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市税に関する文書の様式を定める規則（以下「新規則」という。）第22号様式、第25号様式、第26号様式その2、第48号様式及び第49号様式は、令和8年度以後の年度分について適用し、令和7年度分までについては、なお従前の例による。
- 3 新規則の施行の際現に改正前の大府市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第37号

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大府市国民健康保険税条例施行規則（昭和51年大府市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険税の減免)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第24条の3第2項の規定による減免は、同項各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下この項において「旧被扶養者」という。）に該当する旨の記載をした資格喪失連絡票又は旧被扶養者異動連絡票を添付して、納税義務者が次の表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は申請のあった日以降に到来する納期に係る納付額のうち、それぞれ同表の左欄に掲げる額の合計額を減免する。</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第24条の3第2項の規定による減免は、同項各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下この項において「旧被扶養者」という。）に該当する旨の記載をした資格喪失連絡票又は旧被扶養者異動連絡票を添付して、納税義務者が次の表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は申請のあった日以降に到来する納期に係る納付額のうち、それぞれ同表の左欄に掲げる額の合計額を減免する。</p>

改正後					改正前				
	減免する額				減免申請 期限		減免する額		減免申請 期限
1	略				資格取得	1	略		資格取得
2	旧被扶養者に係る被保険者均等割額のうち、次の区分に応じた額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第1号又は第2号に規定する減額に該当する世帯である場合を除く。）				日から30 日を経過 した日	2	旧被扶養者に係る被保険者均等割額のうち、次の区分に応じた額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第1号又は第2号に規定する減額に該当する世帯である場合を除く。）		日から30 日を経過 した日
	区分	基礎課税 額	後期高齢 者支援金 等課税額	子ども・子 育て支 援納付 金課税 額	18歳以上 被保険者 に係る子 ども・子 育て支 援納付金課 税額		区分	基礎課税額	後期高齢者支 援金等課税額
	条例第23条に規定する減額に該当しない世帯に属する被扶養者	15,500円	5,500円	564円	30円		条例第23条に規定する減額に該当しない世帯に属する被扶養者	14,750円	5,500円
	条例第23条第3号	9,300円	3,300円	338円	18円		条例第23条第3号に規定する	8,850円	3,300円

改正後					改正前				
	に規定する減額に該当する世帯に属する被扶養者					減額に該当する世帯に属する被扶養者			
3	旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額のうち、次の区分に応じた額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第1号若しくは第2号に規定する減額に該当する世帯又は特定世帯である場合を除く。）				3	旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額のうち、次の区分に応じた額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第1号若しくは第2号に規定する減額に該当する世帯又は特定世帯である場合を除く。）			
	区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	子ども・子育て支援納付金課税額		区分	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	
	条例第23条に規定する減額に該当しない世帯（特定継続世帯を除く。）に属する被扶養者	11,000円	3,500円	<u>362円</u>		条例第23条に規定する減額に該当しない世帯（特定継続世帯を除く。）に属する被扶養者	11,000円	3,500円	
	条例第23条第3号に規定する減額に該当する世帯（特	6,600円	2,100円	<u>217円</u>		条例第23条第3号に規定する減額に該当する世帯（特定継続世帯を除く。）に属する被扶養	6,600円	2,100円	

改正後					改正前				
定継続世帯を除く。)に属する被扶養者					者				
条例第23条に規定する減額に該当しない特定継続世帯に属する被扶養者	5,500円	1,750円	<u>181円</u>		条例第23条に規定する減額に該当しない特定継続世帯に属する被扶養者	5,500円	1,750円		
条例第23条第3号に規定する減額に該当する特定継続世帯に属する被扶養者	2,200円	700円	<u>72円</u>		条例第23条第3号に規定する減額に該当する特定継続世帯に属する被扶養者	2,200円	700円		
4 略					4 略				

第1号様式、第1号様式の2及び第2号様式を次のように改める。

（表）

（1枚目）

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>			年度 国民健康保険税納税通知書 兼特別徴収（開始）通知書		
			年 月 日		
国民健康保険税額を通知します。			特別徴収の場合は、次の年金から特別徴収を行いますので、通知します。		
◎お知らせ					
◎この納税通知書及び納付書は全部で15枚です。					

通知書番号	納税者番号

特別徴収義務者	特別徴収対象年金	基礎年金番号

国民健康保険税の課税の根拠等について

1. 課税の根拠

国民健康保険税は、地方税法及び大府市国民健康保険税条例の規定により課税されます。

2. 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは、納税義務者になります。納税通知書は世帯主に送付します。

3. 賦課期日

4月1日です。

4. 納税義務の発生、消滅等による賦課

賦課期日後に納税義務が発生・消滅した者には、大府市国民健康保険税条例第13条の規定により月割で国民健康保険税が課税されます。

また、算定の基礎となる課税内容に変更が生じたときは、国民健康保険税を更正のうえ、更正後の納税通知書と更正通知を送付します。

5. 国民健康保険税の算定

6. 後期高齢者医療制度

(表)

(2枚目)

年度 国民健康保険税 決定明細書

大府市

通知書番号		納税者番号	
区分	賦課対象額	税率・税額	算出税額 (円)
所得割額	医療	(円) %	
	支援金	(円) %	
	介護	(円) %	
	子ども	(円) %	
均等割額	医療	人 円	
	支援金	人 円	
	介護	人 円	
	子ども	人 円	
平等割額	医療	円	
	支援金	円	
	介護	円	
	子ども	円	
小計	医療		
	支援金		
	介護		
	子ども		

期別及び月別の税額

普通徴収			特別徴収	
期別	税額 (円)	納期限	月	税額 (円)
第1期		年 月 日	4月	
第2期		年 月 日	6月	
第3期		年 月 日	8月	
第4期		年 月 日	10月	
第5期		年 月 日	12月	
第6期		年 月 日	2月	
第7期		年 月 日		
第8期		年 月 日		

普通徴収については、同封の納付書により、納めてください。
 特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
 また、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合、引き続き 年4月、
 6月、8月に、同額を特別徴収(仮徴収)します。

	軽減税額 (円)	平等割軽減額 (円)	課税限度額 (円)	限度超過額 (円)	合計額 (円)	月割増減額 (円)	減免額 (円)	年額 (円)
医療								
支援金								
介護								
子ども								

普通徴収額 (円)	
特別徴収額 (円)	
年税額 (円)	

(裏)

(2枚目)

7. 介護納付金

8. 子ども・子育て支援金

9. 軽減制度

10. 産前産後期間の軽減

11. 非自発的失業者の軽減

12. 限度額超過額の減額

次頁裏面に続く

(表)

(3枚目)

年度 国民健康保険税 納付明細書

氏名	
----	--

通知書番号	
-------	--

普通徴収

	全期	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付年税額	円	税額	円	円	円	円	円	円	円	円
		納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円
		納付税額	円	円	円	円	円	円	円	円
		延滞金	円	円	円	円	円	円	円	円
		合計	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限	年月日 までの納付に限る	納期限	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

特別徴収

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円

13. 減免制度

14. 審査請求

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

15. 延滞金

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

※この場合における年当たりの割合は、閏年（うるうどし）の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

次頁裏面に続く

(裏)

(4枚目)

16. 納付方法
17. 特別徴収の方の翌年度の国民健康保険税の特別徴収
18. 特別徴収の方の納付方法の変更
19. 異動届
20. 一部負担金の割合
21. マイナ保険証
22. 限度額適用認定証

次頁裏面に続く

(表)

(5枚目)

国民健康保険税個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

- ・個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、国保税額となります。(各区分毎に100円未満を切り捨てます。)
ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

(裏)

(5枚目)

23. 出産育児一時金

24. 特定健康診査・特定保健指導

25. 社会保険料控除のための納付済証明書

お問合せ先

(表)

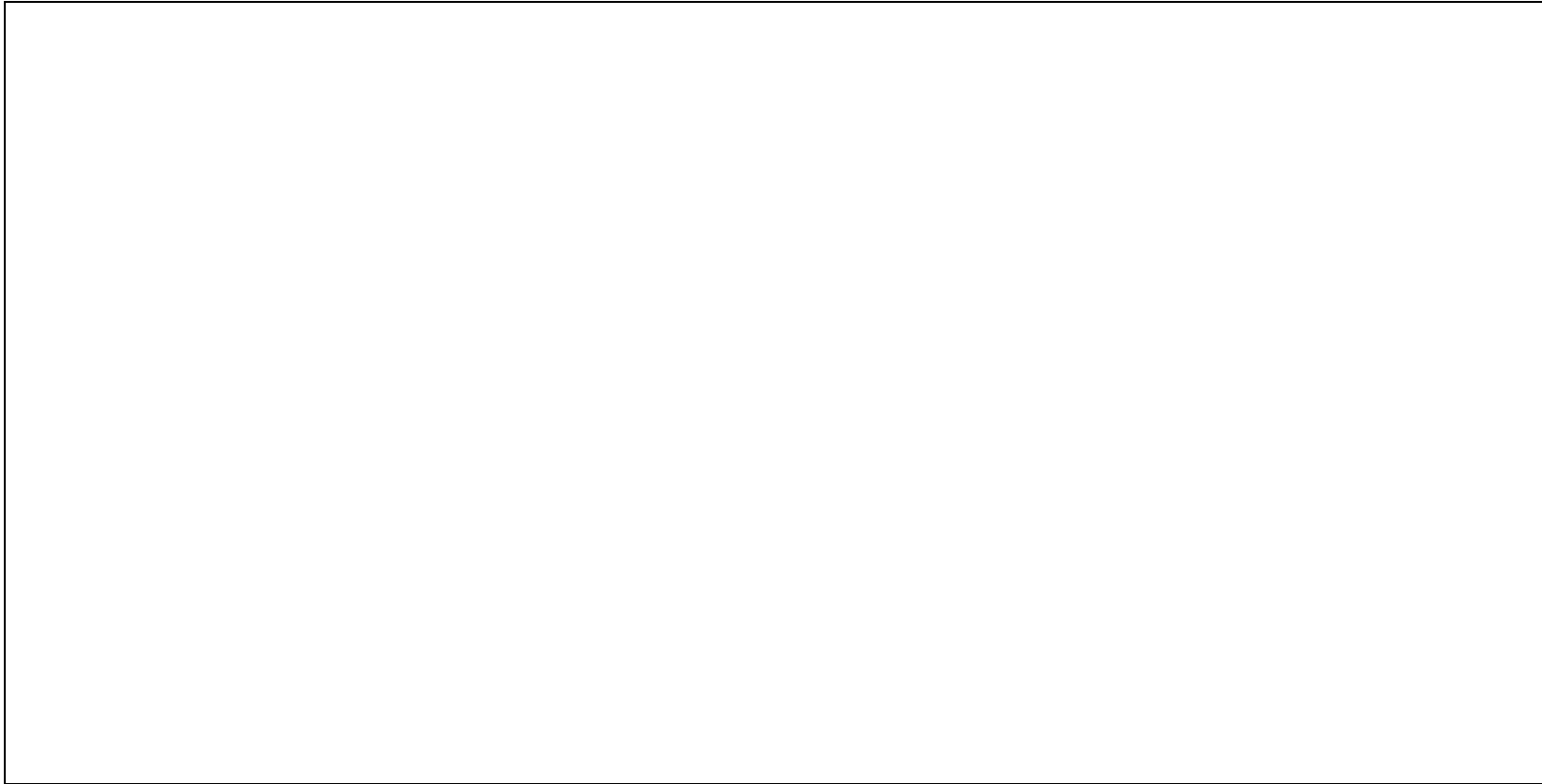
(6枚目)

納付方法のご案内

※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は合併、統廃合等により変更となる場合があります。


(裏)


(6枚目)




(表)

(7枚目)

大府市 23-223		年度 国民健康保険税 全期 領収済通知書 ㊦	
加入者名	大府市会計管理者	口座番号	00860-9-960130
税目	国民健康保険税	調定年度	賦課年度
納期限	年 月 日	通知書番号	
		納付年税額	円
		期別	
		延滞金	円
		合計	円
納税者氏名			
CVS 取 納 用			
		領収日付印	
			
<small>上記のとおり領収しましたので通知します。 大府市会計管理者 殿</small>			
<small>取りまとめ店 収納代行会社 (大府市・CVS本部保管)</small>			

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市会計管理者	
年度 国民健康保険税		全期 納付書 ㊦	
通知書番号		納付税額	円
			円
			円
納期限	年 月 日	までの納付に限る	
上記のとおり納付します。			
発行課名	領収日付印		
			
備考			
		収納代行会社 (金融機関・CVS店舗保管)	

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市管理者	
年度 国民健康保険税		全期 領収証書 ㊦	
通知書番号		納付税額	円
			円
			円
納期限	年 月 日	までの納付に限る	
上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関等			
		領収日付印	
			
(収入印紙不要)			
		収納代行会社 納税者保管	

(裏)

(7枚目)

<p>◆お問合せ先 この通知について、ご不明の点がありましたら、以下の担当までお問い合わせください。</p>	<p>納付場所のご案内</p> <p>※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は、合併、統廃合等により変更となる場合があります。</p>	
--	---	--

(表)

(8枚目～15枚目)

大府市 23-223		年度 国民健康保険税 第 期 領収済通知書 ㊦	
加入者名	大府市会計管理者	口座番号	00860-9-960130
納付税額	円		
税目	国民健康保険税	調定年度	賦課年度
納期限	年 月 日	通知書番号	
延滞金		円	
合計		円	
納税者氏名			
CVS 収 納 用			
領収日付印			
上記のとおり領収しましたので通知します。 大府市会計管理者 殿			
取りまとめ店 収納代行会社 (大府市・CVS本部保管)			

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市会計管理者	
年度 国民健康保険税		第 期 納 付 書 ㊦	
通知書番号			
納付税額	円		
延滞金	円		
合計	円		
納期限	年 月 日		
上記のとおり納付します。			
発行課名	領収日付印		
備考			
収納代行会社		(金融機関・CVS店舗保管)	

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市管理者	
年度 国民健康保険税		第 期 領収証書 ㊦	
通知書番号			
納付税額	円		
延滞金	円		
合計	円		
納期限	年 月 日		
上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関等			
領収日付印			
(収入印紙不要)			
収納代行会社		納税者保管	

(裏)

(8枚目～15枚目)

<p>◆お問合せ先 この通知について、ご不明の点がありましたら、以下の担当までお問合わせください。</p>	<p>納付場所のご案内</p> <p>※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は、合併、統廃合等により変更となる場合があります。</p>	
---	---	--

（表）

（1枚目）

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		<p>年度 国民健康保険税納税通知書 （口座振替兼特別徴収用）</p>	
		<p>年 月 日</p>	
<p>国民健康保険税額を通知します。</p>			
通知書番号	納税者番号		
特別徴収義務者	特別徴収対象年金	基礎年金番号	

◎この納税通知書は全部で4枚です。

(裏)

(1枚目)

国民健康保険税の課税の根拠等について

1. 課税の根拠
国民健康保険税は、地方税法及び大府市国民健康保険税条例の規定により課税されます。
2. 納税義務者
国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは、納税義務者になります。納税通知書は世帯主に送付します。
3. 賦課期日
4月1日です。
4. 納税義務の発生、消滅等による賦課
賦課期日後に納税義務が発生・消滅した者には、大府市国民健康保険税条例第13条の規定により月割で国民健康保険税が課税されます。
また、算定の基礎となる課税内容に変更が生じたときは、国民健康保険税を更正のうえ、更正後の納税通知書と更正通知を送付します。
5. 国民健康保険税の算定

6. 後期高齢者医療制度

7. 介護納付金

次頁裏面に続く

(表)

(2枚目)

年度 国民健康保険税 決定明細書

大府市

通知書番号		納税者番号						
区分	賦課対象額	税率・税額	算出税額 (円)					
所得割額	医療	(円) %						
	支援金	(円) %						
	介護	(円) %						
	子ども	(円) %						
均等割額	医療	人 円						
	支援金	人 円						
	介護	人 円						
	子ども	人 円						
平等割額	医療		円					
	支援金		円					
	介護		円					
	子ども		円					
小計	医療							
	支援金							
	介護							
	子ども							
	軽減税額 (円)	平等割軽減額 (円)	課税限度額 (円)	限度超過額 (円)	合計額 (円)	月割増減額 (円)	減免額 (円)	年額 (円)
医療								
支援金								
介護								
子ども								

期別及び月別の税額

普通徴収			特別徴収	
期別	税額 (円)	納期限	月	税額 (円)
第1期		年 月 日	4月	
第2期		年 月 日	6月	
第3期		年 月 日	8月	
第4期		年 月 日	10月	
第5期		年 月 日	12月	
第6期		年 月 日	2月	
第7期		年 月 日		
第8期		年 月 日		

口座要件※個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。

金融機関名		預金の種類	
支店名		預金口座番号	
口座名義人		納税方法	

全期…年税額を第1期納期限に振替

期別…各納期限に振替

普通徴収額 (円)	
特別徴収額 (円)	
年税額 (円)	

(裏)

(2枚目)

8. 子ども・子育て支援金

9. 軽減制度

10. 産前産後期間の軽減

11. 非自発的失業者の軽減

12. 限度額超過額の減額

13. 減免制度

14. 審査請求

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（市長が被告の代表者となり

次頁裏面に続く

ます。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

15. 延滞金

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。

※この場合における年当たりの割合は、閏年(うるうどし)の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

16. 異動届

17. 口座振替の取扱いについて

18. 特別徴収

19. 特別徴収の方の翌年度の国民健康保険税の特別徴収

(表)

(4枚目)

国民健康保険税個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*: 国保加入者 G: 擬制世帯主 S: 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

- ・ 個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、国保税額となります。(各区分毎に100円未満を切り捨てます。)
- ・ ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
- ・ 限度超過世帯の被保険者人数に異動(増減)や総所得の変更があっても年間保険税に変更がない場合があります。

(裏)

(4枚目)

20. 特別徴収の方の納付方法の変更

21. 一部負担金の割合

22. マイナ保険証

23. 特定健康診査・特定保健指導

24. 社会保険料控除のための納付済証明書

お問合せ先

（表）

（1枚目）

		年度（ <small>年度分</small> ） 国民健康保険税 納税通知書	
		年 月 日	
		この納税通知書により通知しました税額を、指定の納期限までに3枚目に記載してあります納付場所で納めてください。	
通知書番号	納税者番号		
納期限			
随時	期分		
	年		
	月		
	日		
◎この納税通知書及び納付書は全部で4枚です。			

国民健康保険税の課税の根拠等について

1. 課税の根拠
国民健康保険税は、地方税法及び大府市国民健康保険税条例の規定により課税されます。
2. 納税義務者
国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは、納税義務者になります。納税通知書は世帯主に送付します。
3. 賦課期日
4月1日です。
4. 納税義務の発生、消滅等による賦課
賦課期日後に納税義務が発生・消滅した者には、大府市国民健康保険税条例第13条の規定により月割で国民健康保険税が課税されます。
また、算定の基礎となる課税内容に変更が生じたときは、国民健康保険税を更正のうえ、更正後の納税通知書と更正通知を送付します。
5. 国民健康保険税の算定

6. 後期高齢者医療制度

7. 介護納付金

8. 子ども・子育て支援金

次頁裏面に続く

(表)

(2枚目)

通知書番号 納税者番号	年度 国民健康保険税 決定明細書					大府市		
氏名					通知書番号			
区分	賦課対象額	税率・税額	算出税額 (円)		納税者番号		(円)	
所得割額	医療	(円)	%		年税額			
	支援金	(円)	%		既課税額			
	介護	(円)	%		納付税額			
	子ども	(円)	%		延滞金			
均等割額	医療	人	円		合計額			
	支援金	人	円		納期限	年 月 日		
	介護	人	円		年度分			
	子ども	人	円					
平等割額	医療		円					
	支援金		円					
	介護		円					
	子ども		円					
小計	医療							
	支援金							
	介護							
	子ども							
	軽減税額 (円)	平等割軽減額 (円)	課税限度額 (円)	限度超過額 (円)	合計額 (円)	月割増減額 (円)	減免額 (円)	年額 (円)
医療								
支援金								
介護								
子ども								

(裏)

(2枚目)

9. 軽減制度

10. 産前産後期間の軽減

11. 非自発的失業者の軽減

12. 限度額超過額の減額

13. 減免制度

14. 審査請求

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次頁裏面に続く

(表)

(3枚目)

納付方法のご案内

※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は合併、統廃合等により変更となる場合があります。

(裏)

(3枚目)

15. 延滞金

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

※この場合における年当たりの割合は、閏年(うるうどし)の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

16. 異動届

17. 一部負担金の割合

18. マイナ保険証

19. 特定健康診査・特定保健指導

20. 社会保険料控除のための納付済証明書

お問合せ先

(表)

(4枚目)

大府市 23-223 年度 ()年度分 国民健康保険税 随時分 領収済通知書	大府市 23-223 00860-9-960130 大府市会計管理者 年度 国民健康保険税 ()年度分 随時分 納付書	大府市 23-223 00860-9-960130 大府市会計管理者 (お問合せ先は裏面に記載しています。) 年度 国民健康 ()年度分 保険税 随時分 領収証書																																						
<p><small>・この用紙は直接機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 ・納期後は、ゆうちょ銀行・郵便局及びコンビニエンスストアではお取扱いできません。 ・この用紙はATMではお取扱いできません。 ・納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアではお取扱いできません。</small></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td><td>大府市会計管理者</td><td>口座番号</td><td>00860-9-960130</td><td>納付税額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>税目</td><td>国民健康保険税</td><td>調定年度</td><td></td><td>賦課年度</td><td></td></tr> <tr> <td>納期限</td><td>年 月 日</td><td>通知書番号</td><td></td><td>期別</td><td></td></tr> </table>	加入者名	大府市会計管理者	口座番号	00860-9-960130	納付税額	円	税目	国民健康保険税	調定年度		賦課年度		納期限	年 月 日	通知書番号		期別		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr> <td>納付税額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>延滞金</td><td>円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>円</td></tr> <tr> <td>納期限</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	通知書番号		納付税額	円	延滞金	円	合計	円	納期限	年 月 日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr> <td>納付税額</td><td>円</td></tr> <tr> <td>延滞金</td><td>円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>円</td></tr> <tr> <td>納期限</td><td>年 月 日</td></tr> </table>	通知書番号		納付税額	円	延滞金	円	合計	円	納期限	年 月 日
加入者名	大府市会計管理者	口座番号	00860-9-960130	納付税額	円																																			
税目	国民健康保険税	調定年度		賦課年度																																				
納期限	年 月 日	通知書番号		期別																																				
通知書番号																																								
納付税額	円																																							
延滞金	円																																							
合計	円																																							
納期限	年 月 日																																							
通知書番号																																								
納付税額	円																																							
延滞金	円																																							
合計	円																																							
納期限	年 月 日																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:20%;">延滞金</td> <td style="width:20%; text-align: center;"> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> </td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> </td> <td></td> </tr> </table>			延滞金	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			合計		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <small>上記のとおり領収しましたので通知します。</small> 大府市会計管理者 殿 取りまとめ店 収納代行会社 </td> <td style="vertical-align: top;"> <small>切り取らないで、金融機関・コンビニエンスストア等にお出しください。</small> </td> </tr> </table>	領収日付印		<small>上記のとおり領収しましたので通知します。</small> 大府市会計管理者 殿 取りまとめ店 収納代行会社	<small>切り取らないで、金融機関・コンビニエンスストア等にお出しください。</small>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <small>上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関等</small> </td> <td style="vertical-align: top;"> <small>切り取らないで、金融機関・コンビニエンスストア等にお出しください。</small> </td> </tr> </table>	領収日付印		<small>上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関等</small>	<small>切り取らないで、金融機関・コンビニエンスストア等にお出しください。</small>																				
		延滞金	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>																																					
	合計		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>																																					
領収日付印																																								
<small>上記のとおり領収しましたので通知します。</small> 大府市会計管理者 殿 取りまとめ店 収納代行会社	<small>切り取らないで、金融機関・コンビニエンスストア等にお出しください。</small>																																							
領収日付印																																								
<small>上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関等</small>	<small>切り取らないで、金融機関・コンビニエンスストア等にお出しください。</small>																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">納税者氏名</td> <td style="width:90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CVS収納用</td> <td>金額を訂正した場合やバーコードのないものはコンビニエンスストアでは納付できません。</td> </tr> </table>	納税者氏名		CVS収納用	金額を訂正した場合やバーコードのないものはコンビニエンスストアでは納付できません。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">発行課名</td> <td style="width:50%; text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td style="height: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td></td> </tr> </table>	発行課名	領収日付印			備考		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(収入印紙不要)</td> <td></td> </tr> </table>	領収日付印		(収入印紙不要)																									
納税者氏名																																								
CVS収納用	金額を訂正した場合やバーコードのないものはコンビニエンスストアでは納付できません。																																							
発行課名	領収日付印																																							
備考																																								
領収日付印																																								
(収入印紙不要)																																								
(大府市・CVS本部保管)	収納代行会社	(金融機関・CVS店舗保管)																																						

(裏)

(4枚目)

<p>◆お問合せ先 この通知について、ご不明の 点がありましたら、以下の担 当までお問合わせください。</p>	<p>納付場所のご案内</p> <p>※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の 名称は、合併、統廃合等により変更となる場合 があります。</p>	
---	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。